

オール東条

あかるく ただしく たくましく

学校だより 第44号

発行日：令和5年1月20日

発行者：校長 石井 聖一郎

黙食の見直しについて

令和5年1月10日付、鴨川市教育委員会より、以下のようにガイドライン*の改訂に伴う黙食の見直しについての通知がありました。

身体的距離を1m以上確保して同一方向を向いた配置（ガイドライン*P26参照）で、換気を徹底し、大声での会話は控えるように指導をした上で、児童生徒等の間で会話することを可とします。学校の状況に応じた制限の見直しをご検討ください。

※千葉県教育委員会新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン令和4年12月22日版

それを受け、本校で検討した結果、当面の間、次のように対応することとしました。

本校では、毎日の給食時に、ガイドライン*に沿った身体的距離を確保することができないため、次のように給食時の約束を見直し、変更をしました。

【変更前】

- 1 給食前に全員が手洗いうがいをする。給食当番は身支度をしてから給食を取りに行く。
- 2 「いただきます」の号令をしてからマスクを外す。
- 3 食事中はしゃべらない。（徹底）



【変更後】

- 1 給食前に全員が手洗いうがいをする。給食当番は身支度をしてから給食を取りに行く。
- 2 「いただきます」の号令をしてからマスクを外す。
- 3 食事中にしゃべる時は、マスクをつける。（大声はひかえ、となりの人と）
〔食べ物が入っている時は、しゃべらない（食事中のマナー）〕
- 4 食事後はマスクをつける。

ガイドライン P26

○会話を行う給食時の座席配置の例

身体的距離をおおむね1m以上確保すること

【授業形式の配席】1クラス28人の例

机の大きさ：縦 40～45cm

横 60～65cm

※本校の教室を計測したところ、
全教室、側面にロッカーを配置
しているため、横幅が足りませ
んでした。

机：横 63cm

児童頭：横 20cm

隣との間隔 100cm

☆今後も、国・県・市の通知やガイドラインを基に、教育活動充実に向け、感染対策の見直しを検討してまいります。